

○尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例

昭和46年3月26日

条例第5号

改正 昭和47年5月24日条例第22号 昭和47年12月23日条例第45号
 昭和49年8月1日条例第40号 昭和49年12月17日条例第69号
 昭和50年12月23日条例第58号 昭和51年3月29日条例第5号
 昭和55年5月23日条例第38号 昭和56年10月1日条例第26号
 昭和57年3月31日条例第17号 昭和57年5月25日条例第24号
 昭和57年12月21日条例第46号 昭和62年12月25日条例第41号
 平成4年3月4日条例第12号 平成5年3月31日条例第19号
 平成19年6月27日条例第40号 平成22年3月30日条例第30号
 平成25年3月26日条例第35号 平成25年12月27日条例第82号
 (題名改称)

令和3年12月23日条例第30号

尼崎市立隣保館条例(昭和32年尼崎市条例第19号)の全部を改正する。

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立地域総合センター(以下「総合センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(平25条例82・一部改正)

(設置)

第2条 地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設として総合センターを設置する。

(平19条例40・平25条例82・一部改正)

(名称及び位置)

第3条 総合センターの名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
尼崎市立地域総合センター上ノ島	尼崎市南塚口町8丁目7番25号
尼崎市立地域総合センター神崎	尼崎市神崎町14番22号
尼崎市立地域総合センター水堂本館	尼崎市水堂町2丁目35番1号
尼崎市立地域総合センター水堂分館	尼崎市水堂町2丁目34番21号
尼崎市立地域総合センター今北	尼崎市西立花町3丁目14番1号
尼崎市立地域総合センター南武庫之荘	尼崎市南武庫之荘11丁目6番15号
尼崎市立地域総合センター塚口	尼崎市塚口本町2丁目28番11号

(昭47条例22・昭47条例45・昭49条例40・昭49条例69・昭50条例58・昭51条例5・昭

55条例38・昭56条例26・昭57条例17・昭57条例24・昭57条例46・平25条例82・令3
条例30・一部改正)

(事業)

第4条 総合センターは、第2条に規定する設置の目的(以下「設置目的」という。)を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民相互の交流の促進に関すること。
- (2) 人権啓発に関すること。
- (3) 地域住民の人権に関する相談及び自立支援に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(平19条例40・平25条例35・平25条例82・一部改正)

(利用時間等)

第5条 総合センターの利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に総合センターの全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(平25条例82・追加)

(利用の許可等)

第6条 総合センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

- (1) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 総合センターの施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
- (4) 第4条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。
- (5) その他総合センターの管理上支障があるとき。

(平25条例35・一部改正、平25条例82・旧第5条繰下・一部改正)

(使用料)

第7条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、利用者が設置目的に適合した活動を行うために総合センターを利用するときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平19条例40・平25条例35・一部改正、平25条例82・旧第6条繰下・一部改正)

(禁止行為)

第8条 総合センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。
- (2) 総合センターの施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為
- (3) その他規則で定める行為

(平25条例82・追加)

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分違反する行為があったとき。
- (4) その他市長が総合センターの管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、

これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(平25条例82・追加)

(原状回復義務等)

第10条 自己の責めに帰すべき事由により総合センターの施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平25条例35・一部改正、平25条例82・旧第7条繰下・一部改正)

(尼崎市立地域総合センター運営審議会)

第11条 総合センターの運営について、市長の諮問に応じ、又は意見を具申する機関として尼崎市立地域総合センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員14人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

5 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平19条例40・一部改正、平25条例82・旧第8条繰下・一部改正)

(総合センターの管理)

第12条 総合センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平25条例82・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平25条例82・追加)

(指定管理者の選定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、総合センターの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 総合センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 総合センターの管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(平25条例82・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平25条例82・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。

- (2) 利用許可、その取消しその他総合センターの利用に関すること。
- (3) 総合センターの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 総合センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務
(平25条例82・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、総合センターの管理を行わなければならない。

(平25条例82・追加)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、総合センターの管理について必要な事項は、規則で定める。

(平19条例40・平25条例35・一部改正、平25条例82・旧第9条繰下)

付 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、第3条の表中今北総合センターに係る規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年5月18日規則36で、昭和46年5月18日から施行)

付 則(昭和47年5月24日条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和47年7月15日規則52で、昭和47年7月22日から施行)

付 則(昭和47年12月23日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年8月1日条例第40号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和49年8月31日規則第84号で、塚口総合センターに係る改正規定は、昭和49年9月1日、水堂総合センターに係る改正規定は、昭和49年10月26日から施行)

付 則(昭和49年12月17日条例第69号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年12月23日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、神崎総合センターに係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和51年3月27日規則8で、昭和51年3月29日から施行)

付 則(昭和51年3月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年5月23日条例第38号)

この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

付 則(昭和56年10月1日条例第26号)

この条例は、昭和56年11月1日から施行する。

付 則(昭和57年3月31日条例第17号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和57年5月25日条例第24号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

付 則(昭和57年12月21日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年12月25日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付して

いる者は、この条例による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成4年3月4日条例第12号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成5年3月31日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成19年6月27日条例第40号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

付 則(平成22年3月30日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成25年3月26日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の利用に係る使用料を納付している者で、その納付の際本市内に住所を有していないもの(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有している者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有していないもの)は、この条例による改正後の尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用料を納付したものとみなす。

付 則(平成25年12月27日条例第82号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第2条中尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例第9条を同条例第18条とする改正規定及び同条の前に6条を加える改正規定(第13条から第15条までに係る部分に限る。)(中略)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例第7条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前の利用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

4 尼崎市指定管理者選定委員会条例(平成25年尼崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

5 尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(令和3年12月23日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

2 尼崎市指定管理者選定委員会条例(平成25年尼崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表

(昭62条例41・全改、平4条例12・平5条例19・一部改正、平22条例30・全改、平25条例35・一部改正)

区分	使用料		
	午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
集会室	1,200円	1,720円	2,100円
教室	670円	1,050円	1,350円
料理教室	1,200円	1,720円	2,100円
和室	670円	1,050円	1,350円

摘要 本市内に住所を有しない者(本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。)(法人その他の団体にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの)が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。